

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項の規定により令和2年12月9日付け榛議第344002号で請求のあった監査の結果に関する報告に意見を添えて同法第199条第9項及び第10項の規定により公表します。

令和3年2月22日

榛東村監査委員 岩崎 唯雄  
榛東村監査委員 善養寺 孝



議会の請求に基づく  
監査結果報告書

榛東村監査委員

## 目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
1	平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事	1
2	平成24年度上野原周辺道補修工事	1
3	平成24年度八州高原地内補修工事	1
4	平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事	1
第3	監査の期間	2
第4	監査の方法及び着眼点	2
1	監査の方法	2
2	監査の着眼点	2
第5	監査の結果	3
1	平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事	3
2	平成24年度上野原周辺道補修工事	8
3	平成24年度八州高原地内補修工事	11
4	平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事	14
5	総括	19
第6	意見	20
別添1	平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事提出資料一覧	25
別添2	平成24年度上野原周辺道補修工事提出資料一覧	27
別添3	平成24年度八州高原地内補修工事提出資料一覧	28
別添4	平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事提出資料一覧	29
別添5	『地方財務実務提要』（抜粋）	31
別添6	建設工事必携Ⅰ（契約・仕様書編）平成23年群馬県（抜粋）	35
別添7	関係法令	41

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項に基づく議会からの監査請求に基づく監査

## 第2 監査の対象

令和2年12月9日付け榛議第344002号により榛東村議会議長から監査及び結果報告の請求を受けた次の事項

- 1 平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事
- 2 平成24年度上野原周辺道補修工事
- 3 平成24年度八州高原地内補修工事
- 4 平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事

上記の請求を受けた4件の工事の概要は、次のとおりである。

- 1 平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事
  - 執行額 5,250,000円
  - 監査対象書類保存管理所属 企画財政課（事業当時：基地・財政課）
  - 提出資料 平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事提出資料一覧（別添1）のとおり
- 2 平成24年度上野原周辺道補修工事
  - 執行額 1,260,000円
  - 監査対象書類保存管理所属 産業振興課（事業当時：総務課）
  - 提出資料 平成24年度上野原周辺道補修工事提出資料一覧（別添2）のとおり
- 3 平成24年度八州高原地内補修工事
  - 執行額 567,000円
  - 監査対象書類保存管理所属 産業振興課（事業当時：総務課）
  - 提出資料 平成24年度八州高原地内補修工事提出資料一覧（別添3）のとおり
- 4 平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事
  - 執行額 260,400円
  - 監査対象書類保存管理所属 産業振興課（事業当時：総務課）
  - 提出資料 平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事提出資料一覧（別添4）のとおり

### 第3 監査の期間

令和2年12月9日から令和3年2月12日まで

### 第4 監査の方法及び着眼点

#### 1 監査の方法

監査は、村長に対し、本件請求に係る監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出資料の調査及び現地踏査の方法により実施した。

監査の実施状況は、次のとおりである。

- ・ 令和2年12月9日 監査請求の着手、監査実施計画の決定、提出依頼資料の決定、今後の予定の検討
- ・ 令和2年12月21日 今後の予定の決定
- ・ 令和2年12月28日 現地踏査
- ・ 令和3年1月8日 提出資料の調査
- ・ 令和3年1月15日 提出資料の調査
- ・ 令和3年1月27日 提出資料の調査、報告書の検討
- ・ 令和3年2月3日 報告書の検討
- ・ 令和3年2月8日 報告書の検討
- ・ 令和3年2月10日 報告書の検討
- ・ 令和3年2月12日 報告書の決定

#### 2 監査の着眼点

監査の着眼点は、次のとおりとした。

- (1) 建設工事に係る予算執行は、関係法令に従って適正に執行されているか。
- (2) 建設工事に係る事務手続は、法令等に沿って適正に執行されているか。

村長から提出された資料等により、事務の手順ごとに監査を実施した。

- ① 起工（設計・積算）
- ② 入札（随意契約の場合は見積書の徴取）
- ③ 契約締結
- ④ 監督員の指定
- ⑤ 工程表、現場代理人等の承認
- ⑥ 前払
- ⑦ 工事完成報告及び検査員の指定

- ⑧ 完成検査
- ⑨ 完成引渡し
- ⑩ 請負代金の支払

## 第5 監査の結果

監査を実施した結果は、次のとおりである。

### 1 榛名カントリークラブ跡地造成工事について

#### ① 起工（設計・積算）について

ア 平成24年1月6日付けで「榛名カントリークラブ跡地造成工事の起工に向けての資料提出依頼について」が基地・財政課主任（本件工事に係る全ての文書起案者は、同主任である。）により起案され、同日付けで決裁されている。

イ 平成24年1月6日付けで特定1者に対し、「榛名カントリークラブ跡地造成工事に係る資料等の提出について」とする文書が送付されている。この文書に記載されている事項は、次のとおりである。

- 1 榛名カントリークラブ跡地造成の概要
  - 粗造成面積 約49,300㎡
  - 粗整地平地面積 約43,700㎡
  - （雨水勾配に配慮した一団の水平面仕上げ）参考：別添設計書
- 2 提出依頼資料等
  - ①工期
    - 平成24年2月末日までに完了させることの可否
  - ②大規模造成工事实績並びに大型機械の保有実態
    - 大規模造成工事实績並びに大型機械の保有実態一覧
  - ③工事費
    - 見積書
- 3 提出期限
  - 平成24年1月10日（火）
- 4 問い合わせ及び提出先
  - 榛東村役場基地・財政課

ウ 平成24年1月10日付けで、イの文書の送付を受けた者から次の書類が提出されている。

- ・見積書

- ・工事経歴書
- ・主要機械保有台数

エ 平成24年1月11日付けで「榛名カントリークラブ跡地造成工事」が起工されている。

オ 起工案における工期は平成24年1月12日から平成24年2月29日までと記載されているが、設計書においては工期が記載されていない。

適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、公共工事等の実施の実態を的確に反映した積算を行うこと、公共工事等に従事する者の労働条件が適正に確保されるよう、適正な工期等を設定すること及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示することとする公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）第7条第1項本文、同項第1号、第6号及び第7号に違背していると認められる。【不当（法令等）】

カ 設計書において、工事内容は「敷地造成工、残土処理工」と記載されている。

キ 設計書に積算に用いた数量の根拠資料が添付されておらず、設計値が適正であるか否かを確認することができない。

ク 本件工事に係る仕様書、施工条件等は確認できない。

ケ 施工箇所を示す位置図は添付されているが、工事内容を示す設計図面の存在は確認できない。

コ キ、ク及びケで指摘したとおり、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、公共工事等の実施の実態を的確に反映した積算を行うこと、設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示することとする公共工事品質確保法第7条第1項本文及び同項第1号並びに第7号に違背していると認められる。【不当（法令等）】

シ 榛東村財務規則（平成11年榛東村規則第9号）第196条第1項の規定に基づき平成24年1月11日付けで予定価格を定め、予定価格等調書（工事用）が作成されている。5,000万円を超える設計額に対し、予定価格はその10分の1程度である。

適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、公共工事等の実施の実態を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることとする公共工事品質確保法第7条第1項本文及び同項第1号に違背していると認められる。【不当（法令等）】

② 入札（随意契約の場合は見積書の徴取）について

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1第1号で定める随意契約によることができる額は、市町村における工事又は製造の請負については130万円以下である。

イ 本件工事については、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込のあるとき。）を根拠として見積書徴取業者1名とする随意契約としている。

ウ 『地方財務実務提要』（株式会社ぎょうせい）（別添5）によれば、「著しく有利な価格」について、次のように解説されている。

- ・「著しく有利な価格」というのを、例えば、二倍とか半額というように一律に決めることは困難であり、一般的には、品質、性能等が他の物件と比して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としても）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できると解され、個々の契約担当者が判断することになります。
- ・「結局、「有利」というためには、通常取引において製造原価を下回った価格を目途とせざるをえないものと思われます。もっとも、その場合でも、品質の確保その他適正な履行確保の面から自から限度はあるものと考えます。

エ 本件工事の随意契約調書には、契約相手方の選定及び随意契約理由として、以下が記載されている。

本工事には以下の特殊性（条件）があることから、業者の選定にあたってはこれらをクリアできることが条件となる。

1) 工期

平成24年7月1日発効の再生可能エネルギー電力全量固定価格買取制度（FIT）に照の有無準を合わせ、盛り土部分について、堅固な状態かつ廉価で仕上げる必要があることから、大規模造成工事の実績かつ大型機械の保有実態があること。

2) 工事費の制約

村議会との協議の中で、造成工事について、メガソーラーの誘致が決定している状況にないことから上限を1,500万円とすることが示されている。誘致にかかわらず造成関連費用としては、造成工事の外、法面保護や排水対策、付替道路整備などの関連工事費用が見込まれること。（以上、原文ママ）

オ 随意契約理由 1)にある「大規模造成工事の実績かつ大型機械の保有実態がある」者が、特定1者だけでないことは明白であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号には該当しない。

カ 随意契約理由 2)では、予算上の制約がある旨が記載されているが、予算の制約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号には該当しない。

キ 定められた予定価格は、地方自治法施行令第167条の2第1第1号で定められている随意契約によることができる額（130万円以下）を超えている。

ク オ、カ及びキから本件工事を随意契約としたことは、「政令で定める場合に限り、これ（随意契約）によることができる。」とされている地方自治法第234条第2項に違背していると認められる。【不当（法令等）】

ケ 入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定を適切に実施しなければならないとする公共工事品質確保法第7条第1項本文に違背していると認められる。【不当（法令等）】

コ 起工日以前の日付の見積書は提出されているが、起工日から契約日までの間に見積書を徴取したこと（見積依頼が行われたこと）を確認することができない。【不当（その他）】

サ 入札（見積）金額を確認することができないことから、工事の価格について、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号による随意契約の根拠とした「時価に比して著しく有利な価格」であるか否かを判断することができない。

③ 契約締結について

ア 平成24年1月12日付けで、請負者と建設工事請負契約が締結され、建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）が取り交わされている。

イ 請負契約書に記載されている請負金額は、5,250,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：250,000円）である。

ウ 請負金額を設計金額で除して求めた請負比率は、9.2%である。

エ 請負契約書における工期は、平成24年1月12日から平成24年2月29日までと記載されているが、請負契約書に付随する設計書には工期が記載されていない。

設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示することとする公共工事品質確保法第7条第1項本文及び同項第7号に違背していると認められる。【不当（法令等）】

④ 監督員の指定について

ア 提出された書類で監督員の指定を確認することができない。

イ 榛東村財務規則第201条によれば、契約担当者が自ら行う場合を除くほか、監督員を指定して行うものとされているが、契約担当者である村長が監督員を行うことは通常考えられないことから、榛東村財務規則第201条に違背していると認められる。【不当（法令等）】

⑤ 工程表、現場代理人等の承認について

ア 提出された書類で工程表を確認することができない。

受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならないとする請負契約書における建築工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項に違背していると認められる。【不当（その他）】

イ 提出された書類で工事現場に設置しなければならない者である現場代理人、主任技術者、専門技術者に係る通知を確認することができない。

受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならないとする約款第10条第1項に違背していると認められる。【不当（その他）】

⑤ 前払について

ア 約款第34条第1項に「受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の工事完成時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。」と定められている。

イ 平成24年1月12日付けで、以下を内容とする保証証書（契約保証）が寄託されている。

保証金額 525,000円

請負金額 5,250,000円

保証期間 自 平成24年1月12日 至 平成24年2月29日

また、平成24年1月13日付けで、以下を内容とする保証証書（前払金保証）が寄託されている。

保証金額 2,100,000円

請負金額 5,250,000円

工期 自 平成24年1月12日 至 平成24年2月29日

ウ 約款第34条第2項に「発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に支払わなければならない」と定められている。

エ 平成24年1月31日付け前払金請求書に基づき、同日に支出命令書が起票され、同年2月10日に請負代金の10分の4の額に相当する2,100,000円が前払金として支出されている。

⑥ 工事完成報告及び検査員の指定について

ア 約款第31条第1項の規定に基づき、平成24年2月29日付けで受注者から工事完成通知書が提出されている。

イ 榛東村財務規則第201条の規定に基づき、平成24年2月29日付けで総務課長が検査員に指定されている。

⑦ 完成検査について

ア 榛東村財務規則第205条第1項の規定に基づき、平成24年3月12日付けで検査調書（工事用）が作成され、検査結果が報告されている。

イ 検査調書（工事用）によれば、検査は平成24年3月12日に行われ、検査意見は「設計書及び仕様書等相当の完成を認める。」とされている。

ウ 検査調書（工事用）に付されている2枚の写真は、一面を雪に覆われた施工箇所と推認される場所の写真である。

エ ウに掲げるもののほか、段階確認、中間検査及び完成検査の実施状況その他施工状況等を確認することができる写真はない。

オ 出来形管理表、施工量、施工状況を確認することのできる書類が存在しない。

カ ①カ及びクからコまでで指摘したとおり、本件工事の設計図書には、図面、仕様書、施工条件を示す書類が存在せず、また、エ及びオ記載のとおり、施工量、施工状況等を確認することができないため、本件工事が「設計書及び仕様書等相当の完成」であったかを確認することができない。

検査員は、請負契約に係る給付の完了の確認に当たり、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査を行わなければならないとする榛東村財務規則第204条第1項に違反していると認められる。【不当（法令等）】

⑧ 完成引渡しについて

約款第31条第4項の規定に基づき、平成24年3月12日付けで受注者から完成引渡書が提出され、同日付けで引渡しを受けている。

⑨ 請負代金の支払について

ア 約款第32条第1項の規定に基づき、平成24年3月23日付けで請負代金請求書が提出されている。これに基づき同日に支出命令書が起票され、同年4月10日に請負代金から前払金を除いた精算金3,150,000円が支出されている。

イ 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「政府契約支払遅延防止法」という。）第6条第1項に「第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日（以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。」と、また、同法第14条に「この法律（第12条及び前条第2項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。」と定められている。なお、同法第6条第1項でいう「第4条第2号の時期」とは、「対価の支払の時期」である。

ウ 約款第32条第2項に「発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。」と定められている。

エ 支払請求を受けた日（平成25年3月23日）から支出した日（平成25年4月10日）までの日数は、18日である。

## 2 平成24年度上野原周辺道補修工事について

① 起工（設計・積算）について

ア 平成25年2月25日付けで「上野原周辺道補修工事」が総務課自然エネルギー推進対策室長（本件工事に係る全ての文書起案者は、同室長である。）により起案され、同日付けで決裁されている。

イ 平成25年2月25日付けの起工案における予算現額は「1,291千円」と記載されているが、平成24年度予算差引簿から確認することができる同日現在の予算現額は2,048,500円であり、財務会計上の予算現額と整合しない。【不当（その他）】

ウ 平成25年3月1日付けで設計書が作成されている。

エ 設計書における工事名は「自然エネルギー推進事業」となっており、起工案と整合しない。【不当（その他）】

オ 起工案における工期の終期は平成25年3月21日まで、設計書における工期の終期は平成25年3月31日までと記載されており、整合しない。【不当（そ

の他)】

カ 設計書において、次に掲げる事項が不正確、不適正であることから、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、公共工事等の実施の実態を的確に反映した積算を行うこと、設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示することとする公共工事品質確保法第7条第1項本文及び同項第1号並びに第7号に違反していると認められる。【不当（法令等）】

- ・数式に数値が示すもの及び単位が示されていない。
- ・単価欄に数式が記載されている。
- ・一部の積算について、数量に単価を乗じて得られる金額に違算があり、この違算により、合計額が5,250円低く記載されている。

キ 設計書に、設計に用いた数量の根拠資料が添付されておらず、設計値が適正であるか否かを確認することができない。

ク 工事内容を示す設計図面の存在は確認できない。

ケ 本件工事に係る仕様書、施工条件等は確認できない。

コ キ、ク及びケは、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、公共工事等の実施の実態を的確に反映した積算を行うこと、設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示することとする公共工事品質確保法第7条第1項本文及び同項第1号並びに第7号に違反していると認められる。【不当（法令等）】

シ 榛東村財務規則第196条第1項の規定に基づき、平成25年2月25日付けで予定価格を定め、予定価格調書（工事用）が作成されている。

② 入札（随意契約の場合は見積書の徴収）について

ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び榛東村財務規則第195条第1号に規定する限度額（130万円）の範囲内であることを根拠とする随意契約としている。

イ 榛東村財務規則第197条第1項の規定に基づき、平成25年3月1日付けで見積書が3者から提出され、同条第2項の規定に基づき、同日付けで最低見積額提出者を契約締結者（請負者）に選定している。

ウ 見積徴収に当たって添付する設計図書は、「単価」及び「金額」欄を消し、「数量」のみが記載された設計内訳書（これを「金抜き設計書」又は「単抜き設計書」と一般的に呼称される。以下、本報告書においては「単抜き設計書」という。）及び仕様書、図面等の設計図書を見積依頼書に添付することが必要である。

エ 見積書提出依頼を受けた者は、当該設計図書に基づき工事価格を積算し、見積額を算定する。

オ 本件工事の設計図書を見ると、仕様書及び図面は作成されていない上、①キで指摘したとおり、設計書は不正確、不適正であることから、この単抜き設計書により見積依頼を受けた者が適切な工事価格を積算することができたとは考え難い。【不当（その他）】

③ 契約締結について

- ア 平成25年3月2日付けで、請負者から請書が提出されている。
- イ 請負金額は、1,260,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額：60,000円）である。
- ウ 設計書において履行期限は平成25年3月31日と記載されているが、請書における工期は平成25年3月2日から平成25年3月21日までとされており、整合しない。

公共工事等に従事する者の労働条件が適正に確保されるよう、適正な工期等を設定すること及び設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示することとする公共工事品質確保法第7条第1項本文及び同項第6号並びに第7号に違反しているものと認められる。【不当（法令等）】

④ 監督員の指定について

榛東村財務規則第201条の規定に基づき、平成25年3月2日付けで総務課自然エネルギー推進対策室長が監督員に指定されている。

⑤ 工程表、現場代理人等の承認について

ア 工程表等は提出されていない。

イ 現場代理人等は通知されていない。

ウ 『建設工事必携Ⅰ（契約・仕様書編）平成23年群馬県』中、『群馬県土木工事標準仕様書』（以下「標準仕様書」という。）によれば、「受注者は維持工事等簡易な工事又は当初請負額500万円以下の工事については、計画工程表等の提出を省略することができる」とされている。

⑥ 前払について

本件工事では、請負者から前払金は請求されていない。

⑦ 工事完成報告・検査員の指定について

ア 平成25年3月21日付けで、請負者から工事完成通知書が提出されている。

イ 榛東村財務規則第201条の規定に基づき、平成25年3月21日付けで基地・財政課課長補佐が検査員に指定されている。

⑧ 完成検査について

ア 榛東村財務規則第205条第1項の規定に基づき、平成25年3月28日付けで検査調書（工事用）が作成され、検査結果が報告されている。

イ 検査調書（工事用）によれば、検査は平成24年3月28日に行われ、検査意見は「設計書及び仕様書等相当の完成を認める。」とされている。

ウ 本件工事に関して、請負者から工事報告書として工事写真29枚が提出されている。このうち、4枚が太陽光発電所周辺道の着工前の状況に関するもの、4枚が太陽光発電所周辺道の完成状況に関するもの、13枚が敷砕石工の施工状況に関するもの、8枚が砕石敷均（なら）し工の完成検査に関するものである。

エ 完成検査時の写真で確認することができる数値は、砕石敷均（なら）し工の L（延長）268m、W（幅）8.0m、H（高さ）0.1m である。

検査写真から確認することができる数値では、高さの0.1mが設計書に記載されている数値と一致しているが、延長、幅に関する数値を設計書において

確認することができない。

オ ①キ、ク及びケで指摘したとおり、本件工事の設計図書には、図面、仕様書、施工条件を示す書類が不存在であり、また、施工量、施工状況等を確認することができないため、本件工事が検査意見にある「設計書及び仕様書等相当の完成」であったかを確認することができない。

検査員は、請負契約に係る給付の完了の確認に当たり、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査を行わなければならないとする榛東村財務規則第204条第1項に違背していると認められる。【不当（法令等）】

⑨ 完成引渡しについて

ア 平成25年3月29日付けで、請負者から完成引渡書が提出されている。

イ 完成引渡書に検査合格年月日及び引渡年月日が記載されていない。【不当（その他）】

⑩ 請負代金の支払について

ア 平成24年度予算差引簿により確認したところ、平成25年3月29日付けで支出命令書が起票され、同年5月20日に請負代金1,260,000円が支出されている。

なお、請負代金請求書及び支出命令書については、文書保存期間の満了により廃棄されている。

イ 請求書は廃棄されていることから支払請求を受けた日を確認することはできないが、支払命令書の起票日以前には支払請求を受けているものと推認される。支払命令書の起票日（平成25年3月29日）から支出した日（平成25年5月20日）までの日数は52日であり、法定日数を12日超過して支払が行われている。

対価の支払の時期は、相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日以内の日としなければならないとする政府契約支払遅延防止法第6条第1項に違背していると認められる。【不当（法令等）】

### 3 平成24年度八州高原地内補修工事について

① 起工（設計・積算）について

ア 平成25年3月8日付けで「八州高原地内補修工事」が総務課自然エネルギー推進対策室長（本件工事に係る全ての文書の起案者は、同室長である。）により起案され、同日付けで決裁されている。

イ 平成25年3月8日付けの起工案における予算現額は「598千円」と記載されているが、平成24年度予算差引簿から確認することができる同日現在の予算現額は788,500円であり、財務会計上の予算現額と整合しない。【不当（その他）】

ウ 平成25年3月8日付けで設計書が作成されている。

エ 起工案における工期の終期は平成25年3月28日まで、設計書における工期の終期は平成25年3月31日までと記載されており、整合しない。【不当（その他）】

オ 設計書に工事内容の記載はなく、設計額の積算については「八州高原地内補修工事 一式」と記載されているのみで、設計内訳書は確認できない。

カ 工事内容を示す設計図面の存在は確認できない。

キ 本件工事に係る仕様書、施工条件等は確認できない。

ク オ、カ及びキは、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、公共工事等の実施の実態を的確に反映した積算を行うこと、設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示することとする公共工事品質確保法第7条第1項本文及び同項第1号並びに第7号に違反しているものと認められる。

【不当（法令等）】

サ 榛東村財務規則第196条第1項の規定に基づき、平成25年3月8日付けで予定価格を定め、予定価格調書（工事用）が作成されている。

② 入札（随意契約の場合は見積書の徴取）について

ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び榛東村財務規則第195条第1号に規定する限度額（130万円）の範囲内であることを根拠とする随意契約としている。

イ 榛東村財務規則第197条第1項の規定に基づき、平成25年3月13日付けで見積書が2者から提出され、同条第2項の規定に基づき、同日付けで最低見積額提出者を契約締結者（請負者）に選定している。

ウ 本件工事の設計図書を見ると、①オ、カ及びキで指摘したとおり、設計書には「一式」と記載されているのみで、設計内訳書、設計図面、仕様書、施工条件等を確認できないことから、この設計図書により見積依頼を受けた者が適切な工事価格を積算することができたとは考え難い。【不当（その他）】

③ 契約締結について

ア 平成25年3月14日付けで、請負事業者から請書が提出されている。

イ 請負金額は、567,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額：27,000円）である。

ウ 設計書における履行期限は平成25年3月31日、請書における工期は平成25年3月14日から平成25年3月28日までとなっており、整合しない。

公共工事等に従事する者の労働条件が適正に確保されるよう、適正な工期等を設定すること及び設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示することとする公共工事品質確保法第7条第1項本文及び同項第6号並びに第7号に違反しているものと認められる。【不当（法令等）】

④ 監督員の指定について

榛東村財務規則第201条の規定に基づき、平成25年3月14日付けで総務課自然エネルギー推進対策室長が監督員に指定されている。

⑤ 工程表、現場代理人等の承認について

ア 工程表等は提出されていない。

イ 現場代理人等は通知されていない。

ウ 標準仕様書によれば、「受注者は維持工事等簡易な工事又は当初請負額500万円以下の工事については、計画工程表等の提出を省略することができる」

とされている。

⑥ 前払について

本件工事では請負者から前払金は請求されていない。

⑦ 工事完成報告及び検査員の指定について

ア 平成25年3月28日付けで、請負者から工事完成通知書が提出されている。

イ 榛東村財務規則第201条の規定に基づき、平成25年3月28日付けで基地・財政課課長補佐が検査員に指定されている。

⑧ 完成検査について

ア 榛東村財務規則第205条第1項の規定に基づき、平成25年3月28日付けで検査調書（工事用）が作成され、検査結果が報告されている。

イ 検査調書（工事用）によれば、検査は平成24年3月28日に行われ、検査意見は「設計書及び仕様書等相当の完成を認める。」とされている。

ウ 本件工事に関して、請負者から工事報告書として工事写真9枚が提出されている。このうち、3枚が仮設トイレ横敷地の砕石敷均し工、1枚が水槽移設工、1枚がキャノピー移設工のそれぞれ完成検査に関するもの、4枚が外周道路転圧工（北）（東）（南）の施工状況に関するものである。仮設トイレ横敷地の砕石敷均し工、水槽移設工、キャノピー移設工については施工前、外周道路転圧工については施工後の写真が提出されていない。

エ 本件工事については、設計書から工事内容を確認することができないため、請負者から提出された工事写真から類推する工事内容は次のとおりである。

(ア) ソーラーパークの外周道路の砕石敷均し工

- ・施工面積：不明
- ・砕石使用量：不明

(イ) 休憩所周りの砕石敷均し工

- ・施工面積：不明
- ・砕石使用量：不明

(ウ) 水槽移設工

- ・水槽の規格：200～500リットル程度
- ・移設元：不明
- ・移設方法：不明
- ・移設距離：不明

(エ) キャノピー移設工

- ・キャノピー（※）の規格：不詳
- ・移設元：不明
- ・移設方法：不明
- ・移設距離：不明

※「キャノピー」・・・天蓋（てんがい）のように覆うもの、（建物の戸口から道路に張り出した）天蓋型のひさし（出典：広辞苑）

物品の移設などを含むこれらの工事が「補修工事」であるのか疑問が残る。

オ 現地踏査を行ったところ、水槽、流し台、コンテナハウス、ログハウス、

仮設トイレ3基（基礎を含む。）及び囲いが現存している。このうち、エ(ウ)及びエ(エ)の工事写真に、流し台、コンテナハウスがそれぞれ写っているが、設計図書からは工事内容が確認できないため、これらの設置については、本件工事の範囲内であるかを判断することができない。

カ ①カ、キ及びクで指摘したとおり、本件工事の設計図書には、設計内訳書、図面、仕様書、施工条件を示す書類が不存在であり、また、施工量、施工状況等を確認することができないため、本件工事が「設計書及び仕様書等相当の完成」であったかを確認することができない。

検査員は、請負契約に係る給付の完了の確認に当たり、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査を行わなければならないとする榛東村財務規則第204条第1項に違背していると認められる。【不当（法令等）】

⑨ 完成引渡しについて

ア 平成25年3月28日付けで、請負者から完成引渡書が提出されている。

イ 完成引渡書に検査合格年月日及び引渡年月日が記載されていない。【不当（その他）】

⑩ 請負代金の支払について

ア 平成24年度予算差引簿により確認したところ、平成25年3月28日付けで支出命令書が起票され、同年5月20日に請負代金567,000円が支出されている。なお、請負代金請求書及び支出命令書については、文書保存期間の満了により廃棄されている。

イ 請負代金請求書は廃棄されていることから支払請求を受けた日は確認できないが、少なくとも支払命令書の起票日以前には支払請求を受けているものと推認される。支払命令書の起票日（平成25年3月28日）から支出した日（平成25年5月20日）までの日数は53日であり、法定日数を13日超過して支払が行われている。

対価の支払の時期は、相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日以内の日としなければならないとする政府契約支払遅延防止法第6条第1項に違背していると認められる。【不当（法令等）】

#### 4 平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事について

① 起工（設計・積算）について

ア 平成25年3月22日付けで「工事計画が確定し、周囲の施設保護の必要性が生じたため。」として、本件工事に係る予算263,000円が自然エネルギー発電事業特別会計予算2款（管理費）1項（管理費）1目（管理費）基金発電運用管理事業 13節（委託料）から15節（工事請負費）へ予算流用により措置されているが、起工案に記載されている予算現額は265,000円であり、整合しない。

【不当（その他）】

イ 平成25年3月22日付けで「白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事」が総務課自然エネルギー推進対策室長（本件工事に係る全ての文書の起

案者は、同室長である。)により起案され、同日付けで決裁されている。

ウ 平成25年3月21日付けで設計書が作成されている。

エ 起工案における工期は平成25年3月27日から平成25年3月31日まで、設計書における工期の終期は平成25年3月31日までである。

オ 設計書に工事内容の記載はなく、設計額の積算については「白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事 一式」と記載されているのみで、設計内訳書は確認できない。

カ 工事内容を示す設計図面の存在は確認できない。

キ 本件工事に係る仕様書、施工条件等は確認できない。

ク オ、カ及びキは、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、公共工事等の実施の実態を的確に反映した積算を行うこと、設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示することとする公共工事品質確保法第7条第1項本文及び同項第1号並びに第7号に違背していると認められる。【不当(法令等)】

ケ 榛東村財務規則第196条第1項の規定に基づき、平成25年3月22日付けで予定価格を定め、予定価格調書(工事用)が作成されている。

② 入札(随意契約の場合は見積書の徴取)について

ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び榛東村財務規則第195条第1号に規定する限度額(130万円)の範囲内であることを根拠とする随意契約としている。

イ 榛東村財務規則第197条第1項の規定に基づき、平成25年3月25日付けで見積書が3者から提出され、同条第2項の規定に基づき、同日付けで最低見積額提出者を契約締結者(請負者)に選定している。

ウ 本件工事の設計図書を見ると、①オ、カ及びキで指摘したとおり、設計書には「一式」と記載されているのみで、設計内訳書、設計図面、仕様書、施工条件等を確認できないことから、この設計図書により見積依頼を受けた者が適切な工事価格を積算できたとは考え難い。【不当(その他)】

③ 契約締結について

ア 平成25年3月25日付けで、請負者から請書が提出されている。

イ 請負金額は、260,400円(うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額:12,400円)である。

ウ 請書における工期は、平成25年3月25日から平成25年3月31日までと記載されている。

④ 監督員の指定について

榛東村財務規則第201条の規定に基づき、平成25年3月25日付けで総務課自然エネルギー推進対策室長が監督員に指定されている。

⑤ 工程表、現場代理人等の承認について

ア 工程表等は提出されていない。

イ 現場代理人等は通知されていない。

ウ 標準仕様書によれば、「受注者は維持工事等簡易な工事又は当初請負額500

万円以下の工事については、計画工程表等の提出を省略することができる」とされている。

⑥ 前払について

本件工事では前払金は請求されていない。

⑦ 工事完成報告及び検査員の指定について

ア 平成25年3月31日付けで、請負者から工事完成通知書が提出されている。

イ 榛東村財務規則第201条の規定に基づき、平成25年3月31日付けで基地・財政課課長補佐が検査員に指定されている。

⑧ 完成検査について

ア 榛東村財務規則第205条第1項の規定に基づき、平成25年3月31日付けで検査調書（委託その他用）が作成され、検査結果が報告されている。

工事に係る検査調書の制式については、検査調書（工事用）が定められていることから、適正な制式を用いていない。【不当（法令等）】

イ 検査調書（委託その他用）によれば、検査は平成25年3月31日に行われ、検査意見は「設計書及び仕様書等相当の完成を認める。」とされている。

ウ ①オ、カ及びキで指摘したとおり、設計内訳書、図面、仕様書、施工条件を示す書類が不存在であり、また、施工量、施工状況等を確認することができないため、本件工事が「設計書及び仕様書等相当の完成」であったかを確認することができない。

検査員は、請負契約に係る給付の完了の確認に当たり、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査を行わなければならないとする榛東村財務規則第204条第1項に違背していると認められる。【不当（法令等）】

エ 本件工事に関して、請負者から工事報告書として工事写真14枚が提出されている。このうち、9枚が仮設トイレ設置工、トイレ設置工（基礎）の施工状況に関するもの、5枚が仮設トイレ設置工、トイレ設置工（基礎）完成検査に関するものである。

オ 本件工事については、設計書から工事内容を確認することができないため、請負者から提出された工事写真から類推する工事内容は、次のとおりである。

(ア) 基礎コンクリート打設

- ・コンクリート使用量：2.7m<sup>3</sup>（t=200mm L=4500mm W=3000mm）
- ・型枠使用量：3.0m<sup>2</sup>

(イ) 外壁（囲い）基礎コンクリート打設

- ・コンクリート使用量：0.018m<sup>3</sup>×6箇所
- ・型枠使用量：0.48m<sup>2</sup>

(ウ) 外壁（囲い）設置

- ・パイプ、下地：材料、施工量不詳（L=7.70m H=2.0m）

(エ) 仮設トイレ設置

- ・仮設トイレ2基設置
- ・トイレの規格：不明

カ 平成24年度下半期定期監査において、①ア記載の予算流用に関し「歳出予算の流用・予備費充用に関する調書」の提出を受けている。この調書に記載された支出目的は「ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事」で、予算に不足を生じることとなった経緯、理由として「工事計画が確定し、周囲の施設保護の必要性が生じたため」と記載されている。

キ 予算に不足を生じることとなった経緯、理由に記載されている「工事計画」とは、白子のり榛名工場地内における「榛東村白子の海ソーラーポート新設工事」の施工「計画」であるものと推認される。

ク 当該工事の工期は、平成25年1月30日から同年6月28日まで（平成24年度主要施策の成果報告書（榛東村））であり、契約締結日である平成25年1月30日から50日以上を経過した同年3月22日頃になって工事計画が確定するということは通常考え難い。

ケ キ及びクから「周囲の施設保護の必要性が生じた」という工事目的は妥当性がないものと言わざるを得ない。

コ 工事名にあるソーラーポート用地内浄化槽等保護について、請負者から提出された工事写真に当該浄化槽に関するものを確認することができない。また、本件工事に係る書類一式に白子の海ソーラーポート用地内における施工状況を示す工事写真を確認することができない。【不当（その他）】

サ 現地踏査を行ったところ、工事写真にある仮設トイレ及び基礎工事の成果物について、施工箇所である白子の海ソーラーポート用地内での現存を確認することができず、また、これらを施工箇所に現存することを確認することができないことについて、撤去や取壊し等が行われたことを示す書類等の確認をすることができない。

シ 請負者から提出された全ての写真から確認することができるこれらの工事の施工箇所は、写真に写る構築物その他背景等の状況から旧榛名カントリークラブ地内であると認められる。【不当（その他）】

ス 本件工事の工期は、平成25年3月27日から平成25年3月31日までの5日間である。

旧榛名カントリークラブ地内で、オの工事をこの工期内に施工するとした場合、3月下旬に施工された本件工事において施工箇所の気温を10℃以下と仮定すると、「日平均気温が5℃以上」で「5日」という標準仕様書中で最も短いコンクリートの養生期間とされる早強ポルトランドセメントで施工したとしても、設定工期と同日数である5日間の養生期間が必要となる。（別添6）

土木工事を起工する場合、標準仕様書に準拠し、施工箇所、天候その他様々な条件を勘案し、不測の事態にも備え、確実な完成を見込むことができる工期を設定する必要があると考えるが、この工期設定がそれらを検討した上で適切に設定されたとは認め難い。

これは、適正な工期を設定することとしている公共工事品質確保法第7条本文及び第1項第6号に違背しているものと認められる。【不当（法令等）】

セ 令和2年11月6日付け産業振興課応対記録「平成24年度に実施した白子の海ソーラーポットの浄化槽等保護工事の内容について」によれば、村職員が令和2年11月6日に本件工事の請負者に行った聴き取りにおいて、次のとおり説明がなされている。

- ・当時榛名カントリークラブ跡地の造成工事が行われた後に、周辺景観整備などの工事を請け負った。
- ・工事の内容については、仮設トイレの基礎工事であったり、その周辺の砕石敷均しであったりしたが、作業中に追加工事が複数回あり、その内容で契約が行われていないので、実際どの作業がどの精算になっているか分からない部分がある。
- ・白子のり工場敷地内の工事について、実際の作業は、下請けで危機管理太陽光発電所（現第2太陽光発電所）の入り口の門扉の基礎工事（※）を請け負っただけで、他の工事で白子のりの工場敷地には行っていない。

※ソーラーポート管理用門扉等整備工事（『平成24年度予算差引簿』より）

支出負担行為回議書起票日	平成25年3月27日
支出命令書起票日	平成25年3月31日
請負代金支払日	平成25年5月20日

また、令和2年11月13日付け産業振興課応対記録「平成24年度に実施した白子の海ソーラーポットの浄化槽等保護工事の内容について」によれば、先の聴き取りを行った者とは異なる本件工事の請負者の関係者に同年11月13日に行った聴き取りにおいて、次のとおり説明がなされている。

- ・当時榛名カントリークラブ跡地の造成工事が行われた後に、周辺景観整備などの工事を請け負ったが、工事内容の変更が複数回あり、その都度見積を提出したが、実際の支払については、発注者側の指示内容のもと書類を作成し、精算されたので、実作業に見合う支払であったかどうか分からない部分もある。
- ・実際の作業は、下請けで危機管理太陽光発電所（現第2太陽光発電所）の入り口の門扉の基礎工事を請け負っただけで、他の工事で白子のりの工場敷地には行っていない。

ソ カからセまでに記載したとおり、本件工事は、その施工箇所が白子のり工場敷地内とは認められず、また、同敷地内において浄化槽等保護工事が行われたことを認められないことから、虚偽の工事名・施工箇所・工事目的をもって施工されたものと推認される。

タ 完成検査時写真の仮設トイレ及び基礎について、請負者から提出された工事写真に写る黒板に「平成24年度八州高原施設内補修工事」と記載されている。【不当（その他）】

⑨ 完成引渡しについて

ア 平成25年3月31日付けで、請負者から完成引渡書が提出されている。

イ 平成25年3月31日付けで、請負者から工事目的物の引渡しを受けている。

⑩ 請負代金の支払について

ア 平成24年度予算差引簿により確認したところ、平成25年3月31日付けで支出命令書が起票され、同年5月20日に請負代金260,400円が支出されている。なお、請負代金請求書及び支出命令書については、文書保存期間の満了により廃棄されている。

イ 請負代金請求書は廃棄されていることから支払請求を受けた日は確認できないが、少なくとも支払命令書の起票日以前には支払請求を受けているものと推認される。支払命令書の起票日（平成25年3月31日）から支出した日（平成25年5月20日）までの日数は50日であり、法定日数を10日超過して支払が行われている。

対価の支払の時期は、相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日以内の日としなければならないとする政府契約支払遅延防止法第6条第1項に違背していると認められる。【不当（法令等）】

ウ 請負代金の支出科目は、自然エネルギー発電事業特別会計 2款（管理費）1項（管理費）1目（管理費）基金発電運用管理事業 15節（工事請負費）である。

エ 施工箇所は、旧榛名カントリークラブ地内であることから、請負代金は、一般会計 2款（総務費）1項（総務管理費）5目（財産管理費）普通財産管理費から支出されるべきである。【不当（予算）】

オ エで指摘したとおり、その支出が不当であったと認めるところであるから、①アで記載した予算流用について、適正と認めることはできない。【不当（予算）】

## 5 総括

監査の結果、不当（法律、政令、村例規若しくは予算に違反し、又は不当と認められたもの）と認められる事項の数は、次のとおりである。

（単位：件）

工事の名称	不当事項			
		法令等	予算	その他
平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事	11	8		3
平成24年度上野原周辺道補修工事	10	5		5
平成24年度八州高原地内補修工事	8	4		4
平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事	12	5	2	5

## 第6 意見

監査は、前掲のとおり村長から提出された書類の調査及び現地踏査の方法により行ったが、その中心としたのは提出された決裁文書等である。

文書は、その優れた特性から機能に限界があるものの、意思表示の方法として極めて有効な手段である。行政機関においては、公正性、効率性等を確保し、行政を適正に執行するため、事務処理は全て文書で行うこととされ、徹底した文書主義が要求される。その中でも、起案は、行政機関の意思を決定するための処分案を作成するものであるから、文書事務のうちでも最も重要かつ基本的な事務といえることができる。

起案文書は、決裁を得て成案となるまでの間、主務課局及び関係課局に回議・合議される。その過程において修正補筆される場合もあると思われるが、起案者は回議・合議の途中で誰かが直してくれるだろうといった安易な気持ちで起案してはならず、また、起案者自身が、行政機関の意思決定の責任者であるという意識を持って起案に当たるべきである。そして、起案は、事案の処分について、上司に説明し意思決定を求めるものであるため、上司が容易に理解でき、判断を誤らないよう正確かつ簡潔に表現しなければならない。

起案に当たっては、その目的を明確にした上で起案文の構想を練り、それに必要な内容と形式について検討することが求められる。

『文書事務の手引』（榛東村）に、起案の準備（内容面における検討）として、次のように定められている。

「起案に当たっては、それによって何を表現しようとするのか、起案の目的をはっきりつかみ、起案文の構想を練り、それに必要な内容と形式について検討します。

### ア 法制的観点

(ア) 内容が、条例、規則、告示、公告、訓令又は指令その他いかなる種類の公文書で定められ、又は記載されるべきか。

(イ) 許可、認可、承認などを要する事項につき法定の要件はどうか。また、それを満たしているか。

(ウ) 議会の議決事項ではないか。議決事項であれば議決を経ているか。

(エ) 期限、条件等を満たしているか。

(オ) 時効との関係はどうか。

(カ) 法定の経路機関を経由しているか。

(キ) その他法令に違反していないか。

### イ 行政的観点

(ア) 公益に反しないか。

(イ) 裁量の適否（次善の案はないか。）

- (ウ) 関係諸機関の意見はどうか。
- (エ) 世論に対する影響はどうか。
- (オ) 慣例や前例はどうなっているか。また、これらにとらわれすぎていないか。
- (カ) 処理が時宜を得ているか。
- (キ) 経過措置を必要としないか。
- (ク) 必要事項が漏れていないか。

#### ウ 財政的観点

- (ア) 予算上の措置を必要としないか。
- (イ) 将来損失を被ったり、負担を生じたりしないか。
- (ウ) 経費の収入・支出手続は適当であるか。
- (エ) 特殊な支出手続（例えば、資金前渡、概算払い、前金払い等）を必要とするのではないか。』

今回監査請求のあった4件の工事に係る決裁文書等をこれらの点に照らして見ると、文書に記載されている内容が不正確なものや、必要な根拠資料が添付されていないもの、定められた制式ではない制式を用いているものなど、適正さを欠く事例が散見された。また、予算措置のないものが1件あった。

起案から決裁に至る過程においては、決裁文書及び添付されている根拠資料を確認し、疑義がある場合は起案者へ確認し、必要に応じて文書の修正を求め、不足する資料を追加させるなどにより、誰が見ても理解できる内容として整理されるべきものである。

最終的に責任を負うのは決裁権者であるが、処分案の起案者、決裁文書等の回議・合議を受ける職員、報告書を作成する職員等が、決裁（報告の完了等を含む。）に至る過程において適正さを欠く文書の修正補筆や追加資料の要求を行わなかったことについては、その責めを免れないものである。

組織内部における相互けん制機能が全く働いていなかったと言わざるを得ない。

平成24年5月及び6月に実施した平成23年度下半期分定期監査において、入札執行状況等に係る監査として、基地・財政課（当時）所管の「平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事」を抽出し、関係文書の確認を行っている。

そして、監査終了後、基地・財政課（当時）に対し、監査の所見を次のとおり述べた。

監査対象とした入札等の請負比率を見てみると、随意契約が1件であり9.22%であった。本契約は、メガソーラー発電所誘致に係るものであるが、随意契約の理由及び事務処理等を見ると、設計金額に対し、予定価格が極端に低く不自然といわざるを得ない。また、本来、入札しなければならない事案にもかかわらず1者の随意契約を行っており、競争の原理が一切働いていない。

（中略）

メガソーラーに関する事案に係る事務処理については、法令に則った手続きを行っているとは言い難い。政策的に事務を進めるのはかまわないが、法令に則った事務処理をされるよう強く望むものである。

この所見でも述べたとおり、平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事においては、起工段階から特定1者との契約を前提としている。また、工事設計価格に対する予定価格の比率は9.22%であり、これほどの低い比率で予定価格が設定されることは、これまでの監査においては例を見ない。加えると、この予定価格の額は、当該工事の起工前に特定1者に対して依頼し、当該者から提出された見積金額と同額である。

公共工事品質確保法では、「公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」（第3条第2項）と規定し、発注者等の責務として「公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。」（第7条第1項第1号）と規定している。

すなわち、法は、工事受注者が適正な利潤の確保することができるよう適切な積算を行い、予定価格を適正に定めることを発注者に求めているものであり、公共工事に経済性のみを求めているものではないものと解する。

設計価額の9.22%にしか満たない予定価格を定めるということは、公共工事品質確保法の趣旨を大きく逸脱しているものであると言わざるを得ない。

平成24年度上野原周辺道補修工事、平成24年度八州高原地内補修工事及び平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事の3件については、起工時において設計に用いた単価及び数量が不正確・不明確・不適正であり、図面、施工条件を示す仕様書、施工箇所を示す位置図等がなく、工事目的そのものが不明確である。

平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事については、請負者から提出された「ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事報告書」の工事写真により、施工箇所は白子の海ソーラーポート地内ではなく、旧榛名カントリークラブ地内であることが確認された。

白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事の工事請負代金260,400円は、自

然エネルギー発電事業特別会計（当時。現太陽光発電事業特別会計）２款１項１目基金発電運用管理事業15節工事請負費で支出されているが、当該工事は普通財産である旧榛名カントリークラブ地内で行われた工事であることから一般会計において支弁されるべきものである。

このような事務手続が許容されるはずもなく、財政の明確適正化を期するため設置されている特別会計の意義を失わせるものである。

また、これら３件の工事は、年度末に集中して施工されているが、適切な工期が確保されていたとは言い難く、適切な工期を確保した上で、必要があれば予算繰越を行った上で事業を実施すべきであった。

提出された簿冊の中には、平成24年度上野原周辺道補修工事の請負者から村宛てにファクシミリで送信されたと思われるメモ書きもつづられていた。

ファクシミリの受信日時は、「2013/04/17 14:36」とされており、送信されたメモ書きに書かれている内容は、当該補修工事の設計書に記載されている内容と酷似している。また、受信した後に「予算現額が1,291,000円しかない」と朱書きが加えられている。

当該補修工事は、平成25年２月25日に起工され、同年３月21日に完成し、同月28日に完成検査が行われ、同月29日に引渡しを受け、引渡日と同日に支出命令書が起票されている。

このメモ書きがどのような目的をもって請負代金の支払処理を終えた後の2013（平成25）年４月17日に送信されたのかは不明であるが、一連の事務処理を終えた後である同年４月17日に当該補修工事の内容と同一の内容と思わざるを得ないメモ書きが村宛てに送付されているということについては、様々な疑念が残る。

監査を実施した４件の工事において、それぞれ完成検査が実施されているが、平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事を除く３件の工事については、設計図書が不正確、不明確、不適正であるほか、図面及び仕様書は不存在であるため、出来高（完成）の検査の実施において、よるべき数値は何を用いたのか疑問である。

榛東村財務規則第204条第１項において「検査員は、請負契約に係る給付の完了の確認に当たり、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、必要に応じて当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。」とされているところ、検査の基準となるべき数量や仕様書、図面、出来形管理表等がないにも関わらず、３件の工事全てにおいて検査員の検査意見は「設計書及び仕様書等相当の完成を認める。」としている。しかしながら、これまで述べてきたとおり、これらの検査意見が適正であるとする理由を見いだすことはできない。

また、平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事の検査調書に付されているのは、一面を雪に覆われた施工箇所と推認される場所の写真２枚である。

これらの写真を完成検査時のものとするのであれば、どのような手法で検査を行ったのか理解することができない。

以上のことから、4件の工事の完成検査は、不適切極まりないものであると断じざるを得ない。

そして、4件の工事の請負代金（総額：7,337,400円）は全て支出済みであるが、設計図書の不備により、これらが適正な公金の支出であるか否かを検証することができない。

これまでの間、地方自治法第199条第4項に基づく定期監査及び第233条第2項に基づく決算審査において見積徴取及び契約事務について抽出し、監査・審査を実施してきているが、監査請求のあった4件の工事については多くの不当事項が認められる。

今回のような事態が繰り返されることのないよう、全ての職員が法令を遵守することはもとより、適正な事務の執行について改めて確認し、改善の必要がある事務手続がある場合については、組織として早急に改善することを強く求め、本監査の意見とする。